

2016年6月18日
自治体政策研究会

「副首都推進局の動向」
「交通事業民営化、水道事業運営権制度活用に向けて議論経過」

大阪市会議員 武 直樹

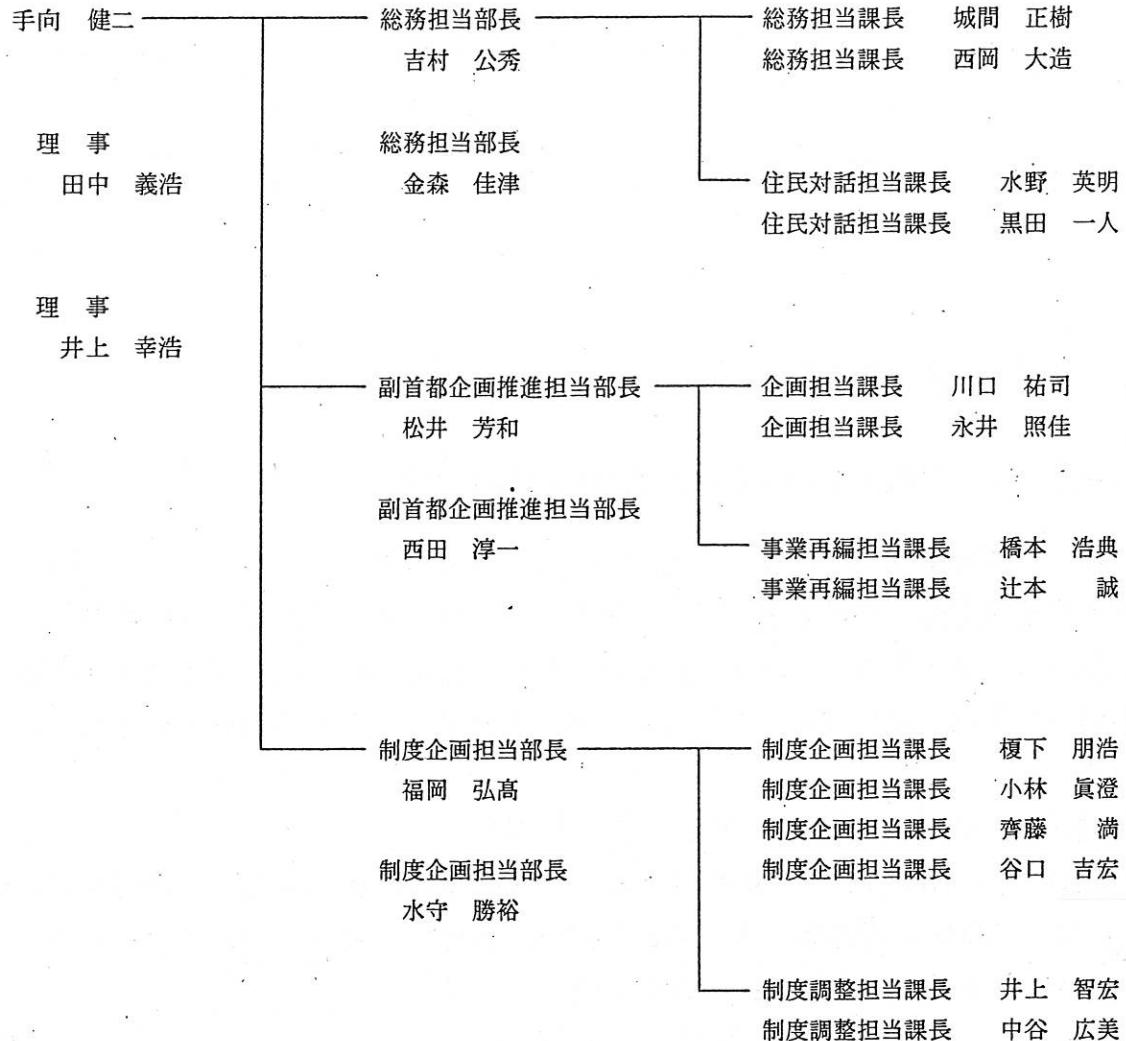
1. 副首都推進局の動向

2. 交通事業民営化の議論経過

3. 水道事業運営権制度活用議論経過

1. 機構及び管理職名（課長級以上）

副首都推進局長



2. 事務分掌

副首都推進局

- (1) 局の文書、人事、予算、決算及び物品並びに局業務の進行管理及び事務改善に関すること
- (2) 副首都化（大都市制度を含む。）に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関すること

3. 事務事業概要

(1) 「副首都・大阪」の実現のための取組みの推進

東西二極の一極を担う「副首都・大阪」の実現に向け、平成27年12月に大阪府と共同で「副首都推進本部」が設置された。平成28年4月の第3回副首都推進本部会議では、副首都の概念のとりまとめや、府市統合案件にかかる協議を行った。引き続き、副首都推進本部会議の円滑な運営をはかりながら、府市一体となって以下の取組みを進めていく。

① 副首都化に向けた中長期的な取組み方向の検討

副首都推進本部において、とりまとめた副首都の必要性や意義などの副首都の概念をもとに、具体的に副首都に求められる機能や必要な仕組みについて検討を進め、副首都化に向けた中長期的な取組み方向を明らかにする。

② 副首都にふさわしい新たな大都市制度案の検討

住民への十分な説明と意見聞き取り、議会との議論を通じ、特別区及び総合区の制度案の検討を進める。

③ 府市間の二重行政の解消に向けた取組みの推進

いわゆる二重行政の解消に向けた府市間の検討状況、取組みの進捗に合わせて、適宜、副首都推進本部会議（指定都市都道府県調整会議）を開催し、協議・方針確認を行う。

§3 【副首都・大阪が果たすべき役割】

- (1) 『西日本の首都』（分都）として、中枢性・拠点性を高める
- (2) 『首都機能のバックアップ拠点』（重都）として、
平時を含めた代替機能を備える
- (3) 『アジア的主要都市』として、
東京とは異なる個性・新たな価値を発信する
- (4) 『民都』として、民の力を最大限に活かす都市を実現する

これから検討の進め方

～副首都に求められる機能について検討スケジュールイメージ（案）

H28.4

H28.5～7

H28.8～9

～年度末まで

本部会議
(第3回)

TFで整理

- TF設置
- 副首都の概念のとりまとめ

【副首都機能面検討TF】

都市魅力・文化・産業等
都市インフラ・まちづくり・防災等
など

【副首都制度面検討TF】

行政機構等(国・広域・基礎)
地方分権
など

- ◆ 外部の専門家に個別ヒアリング等を実施

本部会議で検討

中長期的な取組方向
→
中間整理案を具体化
議会での議論を踏まえ、

府議会・市会

- 議会とのディスカッション
- 経済界からの意見聴取
- 中間整理案の提示
- TFの検討状況を本部会議へ報告

- TFは関係府市職員等で構成
- 特別顧問からは検討内容等に関して必要に応じて意見・助言をいただく
- 検討分野の有識者に必要に応じて検討に参画いただく

平成28年6月9日 [本市関係]

大阪都構想

対話集会 8月末から

大阪市 反対派にも参加要請へ

28.6.9 Y(31)

大阪市は、大阪都構想の制度案修正に向けた「住民対話集会」について、8月31日から来年2月8日まで市内全24区で開催するスケジュールを固めた。反対派の議員らにも参加を求め、幅広い意見集約を目指す。10日の区長会議で公表する。対話集会は此花区からスタートし、半年間かけて全

大阪市は、大阪都構想の制度案修正に向けた「住民対話集会」について、8月31日から来年2月8日まで市内全24区で開催するスケジュールを固めた。反対派の議員らにも参加を求め、幅広い意見集約を目指す。10日の区長会議で公表する。対話集会は此花区からスタートし、半年間かけて全

区ごとに開いているが、支
持者の参加が多く、都構想
への賛成意見が目立つ。こ
れに対し、市は住民対話集
会で、反対派の市議や府議、
文市長（大阪維新の会政調
会長）と松井一郎知事（同
代表）が住民からの質疑に
応じる。また、都構想の代
替案として、公明党が導入
を求めている総合区制度の
素案も示す。

吉村、松井両氏は都構想
の制度案作りを担う法定協
議会設置議案を府市の9月
議会に提出する方針で、対
話集会と並行して制度案の
修正作業も進める意向だ。

大阪維新は、今年2月か
ら都構想に関する集会を24

家事支援外国人
大阪市受け入れ
特区で6月にも
大阪市は14日、国家
戦略特区の制度を活用
した外国人家事支援人
材（お手伝いさん）受
け入れ事業を、早けれ
ば6月にスタートする
と発表した。市または
市周辺の自治体にある
民間企業が外国人を受け
入れ、仕事や育児、
病気などで家事負担を

減らしたい利用者の自宅へ派遣できるようになる。

政府が13日の会議で市の申請を認定した。入管法は家事支援の外国人受け入れを原則として認めていなが、事業者が国の一基準を満たしている△外国人が18歳以上で必要最低限の日本語能力がある――などを条件に認める。利用者は炊事や買い物、

子どもの世話をサービスを依頼できること。13日の会議では、住宅やマンションなど大坂市内で観光客を宿泊させる「民泊」や、府内の開発事業に伴う汚染土壌の迅速な搬出をそれぞれ可能にする規制緩和も認められた。民泊は10月、汚染土壌搬出は月内に規制緩和する。

「君が代起立条例」に基づく職務命令に違反し、市立中卒業式の国歌斉唱時に起立しなかつたとして昨年5月に戒告処分にした松田幹雄教諭(60)を4月1日

同条例違反で懲戒処分を受けた教諭が定年を迎えた初のケースだった。市教委によるところ、特段の理由がない限り、地方公務員の再任用を認めるよう求めていた。

同様の条例がある大阪府教委は不起立を理由に戒告とした教員の再任用を拒否した例がある。松田氏を支援する「教職員なまこニオン」は「市教委の判決

君が代不起立

け、市は国のがインに基づき、第1による検証委員会を置することを決め

た。三者を設きた場合は、地治体は速やかに治委員会を設置す
どして、再発防

総合区の大阪

再編する3案を作成する方針を固めた。市と大阪府が19日には、開く「副首都推進本部」の会合で提示する。総合区は、政令市の区の区)▽30万人(8区)▽20

権限を強化し、住民サービス向上を目指す制度。市に

万人（11区）――とする内容。特に8区案と11区案は、総合区の導入を主張する公明党の考え方沿ったものだ。また、総合区の権限について、保健所などが設置できる中核市や、一般市並みなどとする」ことを検討

する。権限に応じた職員体制や必要経費も試算する。8月をめどに素案をまとめて、具体的な区割りは、議会側と協議しながら年内に策定する方針。8月以降、住民との意見交換会も開催する予定だ。

保育園男兒死亡
第三者委設置へ

吉村洋文市長が14日の定例記者会見で明らかにした。

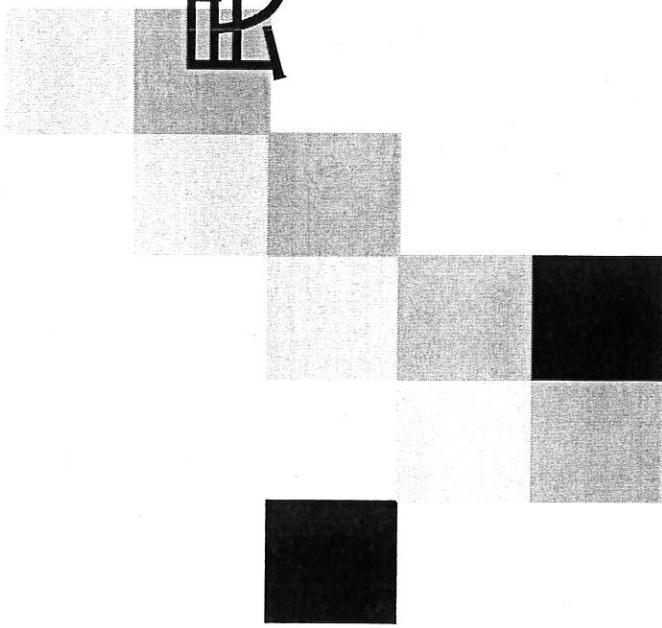
に取り組むよう求めて
いる。

岡崎大輔

大阪市交通局

平成28年6月

民営化議論の経過について



1. 民営化議論の経過（平成24～26年度）

平成24年12月 「地下鉄事業民営化基本方針(素案)」及び「バス事業民営化基本方針(素案)」策定

【地下鉄】

- ・自立・持続：自らの経営責任で持続可能な交通機能を確保
- ・成長・発展：お客様への貢献：市からの繰入金の削減、市への納税
- ・自治体財政への貢献：市からの繰入金の削減、市への納税
(約50億円)・配当(約25億円)

民営化の目的

民営化の形

【バス】

- ・市民の足として必要なバスによる輸送サービスを確保
- ・官と民の適切な役割分担の再構築
- ・持続可能な輸送サービスを維持するための仕組みを確立

上下一体の株式会社とし、当面、100%大阪市出資の株式会社化を図る。 必要な路線を維持する仕組みを確立し、民間バス事業者に運将来、株式上場が可能な企業体を目指し、完全民営化も目指す。

平成25年1～2月 大阪市民・お客様アンケートを実施 【回答受付数：4,618人】

- 「民営化基本方針(素案)」について、多くの市民・お客様からのご意見をいたしました。
(地下鉄)・サービス向上(料金値下げ等)が期待できる
・職員の意識向上が期待できる
・経費の削減が期待できる
・民営化について議論等が不十分である

- 民営化について
肯定的なご意見の方 64.9%：否定的なご意見の方 35.1%

民営化について
肯定的なご意見の方 60.2%：否定的なご意見の方 39.8%

平成25年2月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」上程

平成25年2月 「地下鉄事業民営化基本方針(案)」及び「バス事業民営化基本方針(案)」策定

平成25年3月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」
継続審査(1回目)

平成25年5月 「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」及び「バス事業民営化基本プラン(案)」策定

平成25年5月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」
継続審査(2回目)

平成25年8～9月 市民・お客様との意見交換会を開催 (7回開催、276名の参加)

1. 民営化議論の経過（平成24～26年度）

平成25年9月 「大阪市鉄道ネットワーク審議会」に関する条例案を上程・議決の上、同審議会を設置
(平成26年8月 答申(最終とりまとめ))

大阪市域における望ましい鉄道ネットワークについて、大阪市としての考え方を明確にする。

平成25年12月 繼続審査(3回目)

平成26年3月 繼続審査(4回目)

平成26年5月 繼続審査(5回目)

平成26年8月 「地下鉄民営化の論点整理と民営化後の事業展開について」

「議会において提起されたバス事業の民営化手法に関する検討について」とりまとめ
(地下鉄) 改めて民営化の意義・目的等の論点整理や「産業競争力強化法」の適用、民営化後の事業展開の検討を行いとりまとめた。

(バス) 議会から提起された、大阪シティバス㈱への「一括譲渡」「段階的譲渡」について、課題や解決に向けた考え方を取りまとめた。

平成26年11月 「バス事業民営化推進プラン(案)(大阪シティバス㈱への一括譲渡によるスキームについて)」策定

議論を踏まえ、地下鉄との一体性や連携を確保するため、大阪シティバス㈱へ一括譲渡するスキームとした。

平成26年11月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」
否決(1回目)

(主な否決理由)

- ・白紙委任となる条例案は認められない
- ・新規事業の具体的な中身が見えてこない
- ・地下鉄のデューデリジェンス内容が明らかでない
- ・現状のバス路線すら守られる保証はない
- ・大阪シティバス㈱の資産・資本・経営体制に課題がある
- ・私鉄に拡大すると公約していた敬老バスについて、プラン(案)にうたわれていない
- ・コンプライアンス体制に課題がある
- ・交通事業の民営化に決して反対するものではない
- ・これまで民営化議論は終わりではなく、今日が新たなスタートであり、引き続き交通局と真剣に議論していく

平成27年2月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の廃止に関する条例案」及び「大阪市自動車運送事業の廃止に関する条例案」
再上程 ⇒ 否決(2回目)

2. 民営化議論の経過（平成27年度以降）

平成27年8月	「民営化議論の経過と今後の取組み・考え方について 参考資料1」策定
(議会の意見)	「従来の廃止条例案だけでは、市長への白紙委任である。まずは、民営化基本計画を地方自治法第96条第2項の議決対象とするための手続き条例を制定していただきたい。」 (今後の進め方)
民営化に関する 条例案の考え方	<p>①地方自治法第96条に基づく条例案(96条条例案) →基本方針を議会の議決事件とすることを規定した条例案</p> <p>②基本方針議案 →引継ぎをするための基本方針を定めたもの</p> <p>③廃止条例案 →市営交通事業を廢止するための条例案 という手続きを踏んで民営化を達成していくこととした。</p>
平成27年9月	「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」及び 「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」上程
(手続き条例案の骨子)	<ul style="list-style-type: none">■ 地下鉄事業を廃止するときは、地下鉄事業は本市が出資を行い設立した株式会社(バス事業は大阪シティバス株式会社)に事業を引き継ぐものとする。■ 市長は、引継ぎをするための「基本方針」を策定するものとする。■ 市長は、「基本方針」を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
平成27年10月	「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」及び 「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例案」可決・施行

2. 民営化議論の経過（平成27年度以降）

平成28年2月 「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針について」及び

「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」上程

（地下鉄基基本方針案の骨子）

新設会社に引き継ぐ
① 事業の種類・範囲
引継ぎ時に運行している路線（御堂筋線～今里筋線、ニュートラム）

② 新設会社の
株式の所有
引継ぎ時においては、本市がその全部を所有

新設会社に引き継ぐ
③ 資産、負債及び権利
地下鉄事業会計に属する資産、負債並びにその他権利及び義務は、原則としてその全部を新設会社に引き継ぐ

新設会社に引き継ぐ
④ 資産、負債及び権利
新設会社に引き継ぐ
⑤ 職員に関する取扱い
業務が適切に行われるよう、新設会社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐ

新設会社に際して
⑥ 新設会社に
求める事項
引継ぎ時に際して
⑦ 新設会社に
求める事項
・「ひどにやさしい市営交通」の精神の承継
・未着手の地下鉄条例路線に関する市の方針の尊重
・多様な事業展開に伴う沿線・地域の活性化への貢献
・企業の社会的貢献
・新設会社と本市との間での会議体の設置

- ・大阪シティバス㈱へ譲渡するものを除き、高速鉄道事業会計に有償所管換えし、企業賃等の債務の返済資金等に充当する。なお、返済資金等が不足する場合は、高速鉄道事業会計が負担し、大阪シティバス㈱には負債を引き継がない
- ・大阪シティバス㈱がバスの運行に必要な営業所、バス車両等の資産は、地下鉄新会社が同社へ譲渡する
- ・大阪シティバス㈱がバスの運行に必要な機器及び資産備品は有償、停留所施設等は無償により同社へ譲渡する
- ・業務が適切に行われるよう、大阪シティバス㈱の方針に基づく業務が適切に行われるよう、新設会社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐ
- ・輸送の安全の確保

平成28年2月 「経営健全化計画について(自動車運送事業)」上程

自動車運送事業会計は、平成26年度決算における資金不足比率が国の定める経営健全化基準である20%以上となつたことから、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第23条第1項に基づき、本計画を策定。

・計画期間： 平成27年度から平成30年度までの4年間

・ただし、計画期間内の出来る限り早い時期に民営化を達成する

・基本方針： 今以上の事業規模（路線）の見直しは市民生活に大きな影響を及ぼすこと、厳しい本市の財政状況の中、一般会計からの繰入を増加することは困難であること、仮に公営を継続した場合も資金不足比率が解消できる見込みがないこと、などといった状況を踏まえ、民営化により公営企業としてのバス事業を終結させることで、資金不足の処理を行うこととする

・会計精算： 市内部の借入金（は返済不能であり、出資に対し配当する残余財産も残されていないことから、一般会計や高速鉄道事業会計からの借入金については返済免除とする

2. 民営化議論の経過（平成27年度以降）

平成28年3月	「地下鉄事業民営化プラン(案)」 参考資料2	及び「バス事業民営化プラン(案)」 参考資料3	参考資料3 」策定
「民営化基本方針案を補足するための資料として取りまとめた。			
【「地下鉄事業民営化プラン(案)」のポイント】	【「バス事業民営化プラン(案)」のポイント】		
・これまで納税50億円・配当25億円、計75億円とした本市への財政貢献額を、納税52億円・配当38億円、計90億円へと増額修正したこと	大阪シティバス㈱の経営方針や体制について取りまとめ		
・市と新会社との間で会議体を設置すること	・民営化後の具体的な組織設計		
・地下鉄事業会計に属する資産について、どの資産を新会社に引き継ぎ、どの資産を現物出資対象財産から除外するかという整理方針案を取りまとめたこと	・お客様サービスの向上としての取組みを検討している様々な重点実施施策		
	・地下鉄新会社とのグループ会社としての具体的な経営戦略など		
	・民営化後の中長期的な収支計画		
平成28年3月 「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針についての一部修正の承諾を求めるることについて」及び「経営健全化計画について(自動車運送事業)の一部修正の承諾を求めることについて」提出			
(主な修正点)	基本方針案 「路線、運行回数、運賃などは原則として引継ぎ後概ね5年程度は引き継ぎ時の水準を維持する」	↓	
	少なくとも10年		
健全化計画 「計画期間内の出来る限り早い時期に民営化を達成する」			
	削除		
健全化計画 「一般会計からの借入金62億円は返済免除」			
	↓		
「一般会計からの借入金は高速鉄道事業会計から拠出して返済」			
平成28年3月	「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」継続審査(1回目)		
	「大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」及び「経営健全化計画について(自動車運送事業)」可決		
平成28年5月	「大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定について」継続審査(2回目)		

大阪市営地下鉄を民営化した場合、事業と資産、負債を引き継ぐ新会社が、発足時点で100億円超の資金不足に陥ることが市交通局の試算でわかった。新会社に移る職員らの退職金が膨らむことが主な要因で、市議会の民営化議論でも焦点になりそうだ。

市交通局の手持ち資金と民営化時に必要な金額と

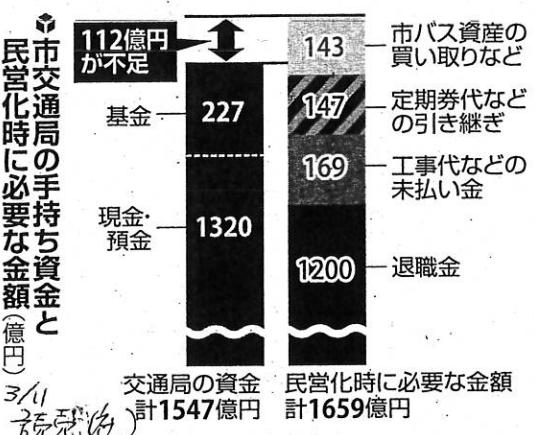
市交通局の手持ち資金と民営化時に必要な金額と	(億円)
基金	227
現金・預金	1320
計	1547
民営化時に必要な金額	1659

（注）3月11日現在（未完）

交通局などによると、地下鉄事業の職員約5200人は原則、市100%出資の新会社に移籍するが、市側の都合で公務員の身分を失わせることになるため、上積み分約300億円を含めた約1200億円の退職金を同事業会計から支払う必要があるという。別に、

民営化で112億円不足

大阪市地下鉄試算 退職金要因



市バス事業の資産買い取りなどにも459億円が見込まれる。

一方、新会社には、市営の現状では納める必要のない固定資産税などの負担も発生するが、交通局は、発足4年目の経常利益（単年度）は243億円と、市営で維持した場合（235億円）を上回ると見込んでいる。

市にも、新会社から税と株主配当で年約90億円が入るという。

水道事業における公共施設等運営権制度の活用について

- 議案名
 - ・ 大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 提出理由
 - ・ 地方公共団体が運営権制度を活用する場合、PF法の規定により、その詳細計画である「実施方針」を定めるとともに、運営権の選定手続き等の必要事項を条例で定める必要があるため
- 条例改正案の主なポイント
 - ・ 水道事業の業務について、PF法第5条第1項に基づき定める「実施方針」を定め、これに従い、公共施設等運営権を設定できる旨を規定
 - ・ 運営権を設定する民間事業者を選定しようとするときは、当該民間事業者を指名する旨を規定
 - ・ 水道料金については、現在の給水条例で定めている料金（水量区画別、用途適用などの基準を含む。）を上限とする旨を規定
 - ・ その他、事業範囲、運営権設定の手続き等について規定
- 1 条例改正案の提出について・・・・・・・・・・・・ 資料 1
- 2 今後の想定スケジュール・・・・・・・・・・・・ 資料 2
- 3 市会における各会派の主な質疑・意見等・・・・・・・・ 資料 3
- 4 実施方針案の一部修正（事業期間の延長条項等の追加）・・・・ 資料 4
- 5 運営権制度導入に伴う新たな負担の軽減措置・・・・・・・・ 資料 5

（参考） 公共施設等運営権制度について

(参照)

大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抄）

（公共施設等運営権の設定等）

第9条 管理者は、次に掲げる水道事業の業務について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PF1法」という。）第5条第1項に規定する実施方針として大阪市水道特定運営事業等実施方針（以下「実施方針」という。）を定め、これに従い、
公共施設等運営権（PF1法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をい
う。以下同じ。）を設定することができる。

- (1) 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設をいう。以下同じ。）運用に関する業務
 - (2) 水道施設整備計画に関する業務
 - (3) 水道施設維持管理に関する業務
 - (4) 危機管理に関する業務
 - (5) おさまサービスに関する業務
 - (6) 地域との共生に関する業務
 - (7) その他管理者が定める業務
- 2 管理者は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとするときは、公共施設等運営権の認定を受けようとする民間事業者を指名し、当該民間事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた民間事業者は、事業計画書その他企業管理制度で定める書類を管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該書類を提出した民間事業者が実施方針に従い、第1項各号に掲げる業務を確実に行うことができると認めるとときは、当該民間事業者を公共施設等運営権の設定を受けるべきものとして選定する。
- 5 管理者は、PF1法第16条の規定により、前項の規定により選定した民間事業者に公共施設等運営権を設定したときは、その旨を公告するものとする。
- PF1法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命じたときも、同様とする。
- 6 公共施設等運営権を設定された民間事業者（以下「運営権者」という。）は、第3条第2項第1号アに定める水道区域に係る給水区域内に該当する営業（同項

定による水道事業の認可を受けなければならない。

（利用料金）

第10条 運営権者は、給水装置（大阪市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号。以下「給水条例」という。）第3条に規定する給水装置をいう。）の使用に係る利用料金を自らの収入として収受するものとする。

2 専用給水装置（給水条例第4条第1号に規定する専用給水装置をいう。）又は1戸当たりの共用給水装置（給水条例第4条第2号に規定する共用給水装置をいう。）の利用料金は、1月について次の表に定める額の範囲内において運営権者が定めた金額に、消費税額及び地方消費税額（1円未満の端数金額があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。

基本料金	従量料金		
	用途	1立方メートルについて	
850円	一般用	10立方メートルまでの分 10円 10立方メートルを超えて20立方メートルまでの分 97円 20立方メートルを超えて30立方メートルまでの分 124円 30立方メートルを超えて50立方メートルまでの分 168円 50立方メートルを超えて100立方メートルまでの分 230円 100立方メートルを超えて200立方メートルまでの分 293円 200立方メートルを超えて1,000立方メートルまでの分 342円 1,000立方メートルを超える分 358円	
	業務用	10立方メートルまでの分 10円 10立方メートルを超えて30立方メートルまでの分 209円 30立方メートルを超えて50立方メートルまでの分 285円 50立方メートルを超える分 358円	
	湯屋用	10立方メートルまでの分 10円 10立方メートルを超える分 58円	

3 前項の表の「一般用」とは、次項及び第5項の用途以外の用途をいう。

4 第2項の表の「業務用」とは、次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途をいう。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する営業（同項第2号、第4号及び第5号に定めるもののうち、客室面積が33平方メート

2 今後の想定スケジュール

ル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。

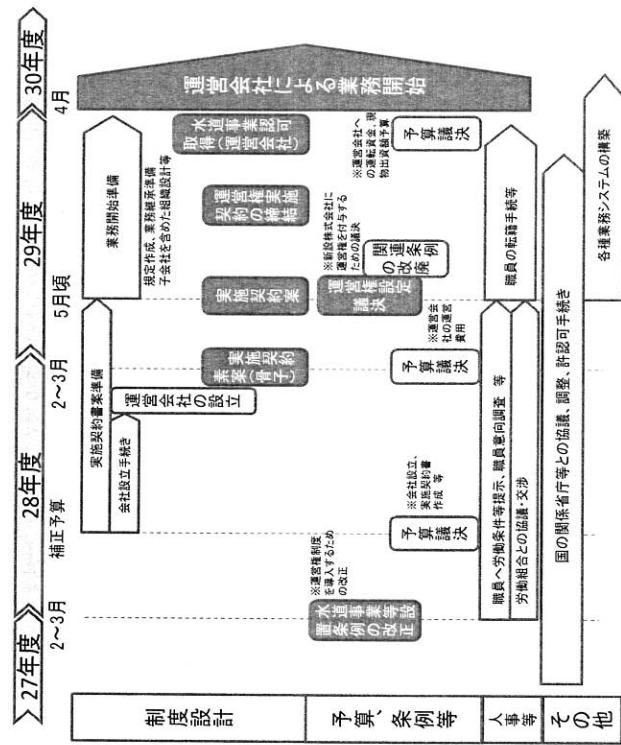
- ）を行つ目的

（2）噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的

（3）湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的

（4）一時的な事業活動その他の活動を行う目的

（5）その他前各号に掲げるものに類する目的



3-1 平成27年10月市会における各会派の主な質疑・意見等

3-2 平成27年2月3月市会における各会派の主な質疑・意見等

会派 委員	主な質疑項目	意見・質問要旨	意見・質問要旨
維新 委員 不破 委員	・国との協議状況 ・コスト削減効果 ・職員の転籍手続きの理由	制度選由の回答を判断するうえで未整理の課題はないことこので、議会として前へ進めるための道筋的な議論が必要。	運営権対価の算定方法 ・事業環境の変化や災害時における運営権者に対する取扱い ・運営会社による仕組み
維新 委員 高見 委員	・運営権対価の構算 ・民間企業の出資 ・事業撤退リスク ・モニタリングのしくみ ・市町へのビジネス展開	運営権制度への移行が早い方が、コスト削減メリットが早く、スケジュールの見直しにより、以前の市会で懇論のあつた「想定スケジュールが出来過ぎる」との指摘は、完全に解消された。市民メリットが大きく、早期実現に向け、手続きを進めるべき。 たとえだ水道サービスのノウハウを市域内外で活用する可能性をもつたフランであり、世界に繋がる事業にしてほしい。	・運営権対価の算定方法 ・事業環境の変化や災害時における運営権の取扱い ・運営会社による仕組み
維新 委員 角谷 委員	・経営形態の選択方法 ・国との協議状況 ・運営権制度が順調の業であるか	今後の施設運営率では、大阪市内だけのサービス提供ではなく定費負担が大きく、(将来的に)赤字転落、料金値上げの可能性もある。赤字になってからでは、改選の選択肢はどんどん狭くなる。市は契約の譲渡である。 上下分離方式は、会社の融通リスクを下げるこどもできるし、経営モニタリングを行うので、市民への水道サービスの確実な担保が可能。	・運営会社が行う施設更新費用について、市がその一部を一日負担することには、市が事業実現性の確保に責任を負つことにつながる。また、市会による力ハナスムを動かすものである。 ・契約手続きの簡素化や透明度を確保するため、社内の監視体制を構築する必要がある。
自民 永井 委員	・長期的視点の人材確保策 ・新たな負担(税負担)に対するインセンティブ策	本市水道の経営基盤を強化するものであれば、当然、この案で前へ進めていくべきである。(この案以外にない。)	・水道事業の安心・安全事業の活性化を図る観点から、運営会社における組織的な人材確保について、できるだけ具体的な仕組みを示すことが必要。 法人版の减免は、そんなに簡単ではないと思う。現実的な方法も考える必要がある。
みらい 武 委員	・統合協議から市単独での経営形態見直しのまでの経過 ・このフランが優良策なのか	上記二つの課題がどのような形で実現するのかは、今回のプランを議論するうえで一番重要な点である。水道局には、しっかりとこれらの課題解決に向けた取り組みを進めてもらいたい。	・企業団との統合協議など、この間の取組みにより、水道事業の将来を支えるのが何である。このプランが最善のプランであるなら、運営者だけではなく、職員全体会員団を共有し、理解が深まるよう努めほしい。 市民になくてはならない水道の問題は、慎重な構論も一方では必要。選挙後の新市長の方針も見極めて、引き続き説得を試みたい。

会派 委員	主な質疑項目	意見・質問要旨
大飯維新の会 賛成		<ul style="list-style-type: none"> 運営権制度を活用する趣旨は、増加する都市インフラの更新といった課題を解消するための手法であり、水道料金値下げが目的であつてはならない。 市のモニタリング部署では専門性が求められるが、20名程度と少數であり、組織として人材の確保や育成ができるよう努めてほしい。 運営会社において優秀な人材を確保するには待遇も重要な要素であるとの取扱いが不適切ではないか、社員の給与水準も含めて運営の主体性を發揮できるよう努めてもらいたい。 施設の更新する点などから考慮など、長期間に延長条項を盛り込むなど、長期契約の発言を排除しつつも事業運営に責任を持たせる方法も考えられる。 安心・安全の担保 料金値下げ モニタリング体制の維持 運営会社における社員の待遇、人材の確保 契約期間 スケジュール
自由民主党 反対		<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権制度は、厳しい財政状況のもと、効率的なインフラ事業の運営やサービスの向上、さらには民間投資の喚起による経済成長を実現する観点から、自治体等で推進されるこことを期待し、政府の成長戦略の一つと位置付けられているものである。 現時点では水道事業にこの制度はないものの、市と関係省庁との協議において、クリアすべき課題は調整が終わっている。 本市の水道事業は、水需要が減少傾向で推移するなか今後も下げ止まりが期待できず、人件費等の経費削減による利益確保という公営企業の経営努力も限界がきている。 よって、抜本的な経営改革が喫緊の課題であり、運営権制度の活用は決して「時期尚早」とか「拙速に進めるべきではない」ということではなく、将来に渡り本市水道事業の持続性を確保する観点から、早急に実行に向けた手続きを進めらるべきであるため賛成する。
みらい 福田 委員		<ul style="list-style-type: none"> 本条例が可決されても、運営権の活用が決定するものではないとのことだが、運営権制度の議決に向けでは、実施契約等の内容について慎重に検討し、議会への説明、諮詢にも十分な時間を取るべき。 運営権制度が引きついで有効な経営手法になり得るることは理解できるが、契約内容も多岐に渡るが、契約内容は複数あるとの見解。少なくとも平成28年4月の業務開始を前提としてスケジュールは見直すべき。 平成27年度予算における財産調査費用の計上運営権制度について（用語の意味など） 異なる外郭団体との違い 市民等への説明責任
共産 岩崎 委員		<ul style="list-style-type: none"> 市が出資・設立する運営会社は、新たな外郭団体、第3セクターを1つ作ることになりはしないか。 市民のメリットとデメリットがまだはつきりしておらず、議会・市民への説明責任を十分に果たしてほしい。 耐震化などの更新投資は、運営会社ではなく市が行うべきではない。 運営権制度（30年間で4,000～4,500億円）や更新投資の負担を考えると、運営会社の経営は成り立たず、早晩廃止が必要になることを感じる。 職員転籍に伴う退職金が約16億円になるが、民営化をやめて、その資金を耐震化の促進に回すべき。 海外展開についても、コンサルタント業者ではなく、無理して運営会社を作ることは理解できない。 バリ（仏）、ベルリン（独）、アトランタ（米）のように、海外では水道民営化は伸展して実績しておるが、安心・安全の水供給という点でも公営企業で行べき。 更新投資費用の負担者 運営権制度の経理処理 職員転籍に伴う退職金 海外へのビジネス展開

- ・公共施設等運営権制度は、厳しい財政状況のもと、効率的なインフラ事業の運営やサービスの向上、さらには民間投資の喚起による経済成長を実現する観点から、自治体等で推進されるこことを期待し、政府の成長戦略の一つと位置付けられているものである。
- ・現時点では水道事業にこの制度はないものの、市と関係省庁との協議において、クリアすべき課題は調整が終わっている。
- ・本市の水道事業は、水需要が減少傾向で推移するなか今後も下げ止まりが期待できず、人件費等の経費削減による利益確保という公営企業の経営努力も限界がきている。
- ・よって、抜本的な経営改革が喫緊の課題であり、運営権制度の活用は決して「時期尚早」とか「拙速に進めるべきではない」ということではなく、将来に渡り本市水道事業の持続性を確保する観点から、早急に実行に向けた手続きを進めらるべきである。
- ・水需要は減少の一途をたどっている一方で、老朽化した管路の更新や耐震化を進めていく必要があるなど、本市の水道事業は極めて厳しい経営環境にあり、抜本的な経営改革は避けられない。
- ・その点、公共施設等運営権制度の活用は、本市水道の経営課題を解決する上で有効な手法となる可能性を持つものであり、検討の方向性としては理解できる。
- ・運営権制度の活用を政府の成長戦略に掲げていると言つても、国ではなく地方の責任として、本当に市民のためになるのか、大阪市の発展に寄与するのか、その方向性を示すことが議会の責任である。
- ・特に、水道は市民生活の根幹にかかわるライフラインであり、決して失敗は許されないものであるため、慎重に見極めていく必要がある。
- ・市水道局が、運営権制度活用における国内第1号となる可能性を秘めていることも申し添える。
- ・また、市と会社が交わす契約書の作成や、職員の転籍を含めた新会社への業務移管など、多くの手続きを丁寧に進めていく必要があり、水道局が示しているスケジュールは拙速である。
- ・30年という契約期間を考えると、会社側の継続的な人材の確保については疑問を感じており、相当な創意工夫が必要である。
- ・万が一、特別区設置が実現し、水道事業が一部事務組合に引き継がれる場合には、公の責任として実施すべきモニタリング体制や継続的な人材

- ・本議案は、本市水道事業を取り巻く環境を踏まえると、その解決に向けた有効な手法の一つであると認識しておりますが、現時点では今回指摘した事項などの対応が不十分であることから、今議会の結論としては一旦反対とし、改選後の議会で今回指摘した内容等を踏まえ提案が改めてされ、引き続き議論が進められることを期待する。
- ・なお、27年度予算案に計上されている経営形態見直しの関連予算是、調査、検討に係るものであることから承認する。

4 実施方針案の一部修正（事業期間の延長条項等の追加）

この間の市会議論等も踏まえ、市域水道事業の持続性及び運営会社における継続的な人材確保を促進する観点から、「事業期間」について、いわゆる「延長オプション」の考え方を導入する。

現 行 案

- ・事業期間は 30 年間
- ・大規模災害時等の不可抗力により、市が、施設の復旧及び当該復旧費用を回収するための期間を確保する必要があると認めめた場合は、事業期間を延長することが可能

修 正 案

- ・(事業期間)
 - ・運営権設定時の事業期間は 30 年間
 - ・運営会社が期間延長を希望した場合は、運営会社の事業実績(=事業開始から 20 年間)について、運営権設定時に市が定めた要求水準の達成状況及び財務状況も良好であると市が認める場合は、事業期間を延長することができる。
- ・延長する場合の最長事業期間は 60 年間(当初 30 年間 + 最長 30 年間)
- ・なお、大規模災害時等の不可抗力による延長については、現行案と同じ

(事業期間終了後の人材の引継ぎ)

- ・次の事業期間(延長した場合は、延長期間終了後)において、運営会社が交代する場合、市は、市域水道事業の安定性、継続性を図るために、当該運営会社において事業運営の根幹に関わる業務を担う社員については、次の運営会社が引き継ぐことを要件とする。

- 一定の条件のもと、事業期間の延長を可能とする仕組みを導入することにより、運営会社としては、30年という事業期間にとらわれることなく、長期的な視点で、更新投資を行ふことはもとより、技術力の維持・向上を図るなど、事業運営全般におけるインセンティブがより働き、結果として、市民（お客様さま）にとっては、将来にわたり、市域水道事業の持続性が確保されるとともに、高水準の水道サービスを享受することにつながる。
- また、このことは、運営会社にとっても、長期的視点で人材確保策を図ることにつながるなど、メリットをもたらすものである。
- なお、延長は、運営会社のモラルハザードを回避するため、当初契約期間である30年間の事業実績で最終確定する「停止条件付条項」とする。

【参考】実施方針案における具体的な追記事項

- ・オプション延長の考え方を追記
- ・運営権の最長存続期間を設定
- ・事業期間終了後の人材の引継ぎの考え方を追記
- ・延長時の要求水準書再策定に伴う文言修正
- ・延長時のマスタープラン再策定に伴う文言修正
- ・延長時の運営権対価、建設費等負担金の考え方を追記

1. 新たな負担について

(単位：億円)

事業期間計 (H30年度～30年間)		地方公共団体 が事業実施	運営権制度 により事業実施
法人税、住民税及び事業税 (うち国税：法人税)	0	4 8 0	(3 9 0)
租税公課 (うち国税：印紙税、登録免許税等)	0	9 0 (1 0)	
合 計 (うち国税)	0	5 7 0	(4 0 0)

(1) 背景・課題

- 地方公共団体が保有する公共施設の運営等を自ら行う場合、法人税は課税されないが、公共施設等運営権が設定され、公共施設等の運営事業を行う法人の所得に対しては法人税が課税される。これにより、これまで水道利用者のために使用できいた利益の一部が外部へ流出することとなり、地方公共団体にとって、運営権制度導入を判断する際の課題の一つとなつている。
- 民間経営による効率的な運営により、人件費や更新投資の削減がメリットとして期待されるが、実例はないことから不確定な要素が高い。一方、利益が生まれれば法人税が課税されるという確定したマイナス効果があるため、実質効果（VFM）の発現を確実にするためには、地方公共団体が行う場合とのイコールフットティングの確保が必要となる。

【シミュレーションによる試算】

コスト削減効果額 （人件費や工事コストの減等）	約 9 1 0 億円
新たな負担の増 （法人税等の税負担）	約 ▲ 5 7 0 億円（うち国税 4 0 0 億円）
実質的な効果	約 3 4 0 億円

(2) 効 果

- 新たな負担の軽減により、VFM発現によるサービス向上が図られるとともに、地方公共団体にとって公共施設等運営権制度の活用促進に向けたインセンティブとなる。

《公共施設等運営権制度とは》

2. 新たな負担（税負担）に対する軽減策について

（1）法人税の軽減

水道など地方公共団体が管理していた事業に公共施設等運営権の設定がされ、公共施設等運営事業を行なう法人に対し、①法人税の免除、②法人税率の軽減、③法人所得の控除などにより法人税を軽減する措置を創設する。（これまでの要望事項）

・「国家戦略特区（関西圏）」における追加提案及び税制改正要望

・「平成28年度、国の施策・予算に関する提案・要望」への反映

（2）法人税相当額の市への還元

運営会社が法人税（国税）を納めたのち、その相当額を国から市が交付金等として受け取り、市から運営会社へ繰り出す。

交付金等のメニュー：地方創生交付金、水道事業補助金、
地方交付税交付金
交付金等の流れ：国→市（一般会計、水道事業会計）→運営会社

（3）料金安定化のための税法上の準備金制度の適用
水需要の減少による収益の減少傾向が続くと見込まれる中、料金変動を緩和するための準備金を積み立て、料金の安定化と法人税額の軽減を図る。

【参考】

■日本再興戦略改訂2015（抜粋）

①公共施設等運営権方式の推進強化のためのインセンティブ付与
公共施設等運営権方式に取り組む際に、事業スキームによっては、地方公共団体自ら行なう場合に比べて部分的に負担が重くなる場合があることから、このような地方公共団体に対し国による支援措置を検討する。

■平成27年6月2日 産業競争力会議実行実現点検会合 配付資料（抜粋）

1. 地方公共団体が実施するコンセッション事業に対するインセンティブコンセッションに取り組むことで法人課税や公営企業債の繰上償還に伴う補償金等の追加負担の生じた地方公共団体について、地方創生の新型交付金が適用される仕組みを導入する。（内閣府PFI推進室・内閣官房ほか、ひと・しごと創生本部）

《公共施設等運営権とは》

公共施設等運営事業を実施する権利

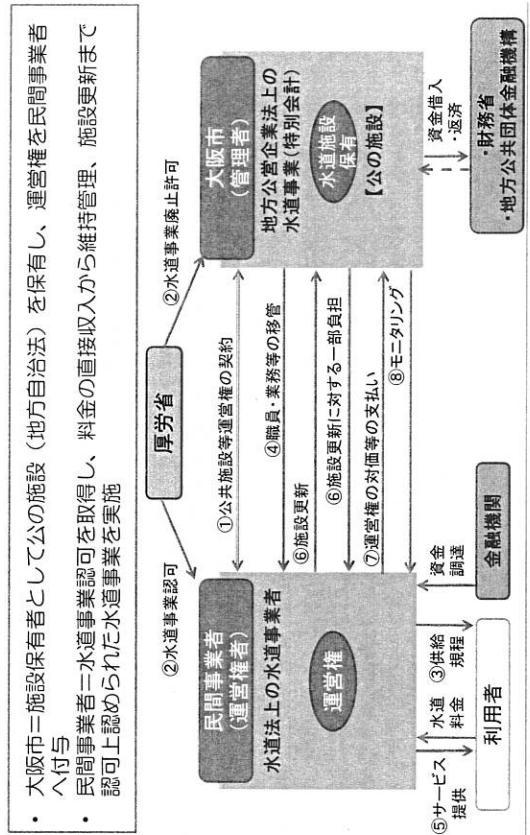


公共施設等運営権とは、公共施設等の所有権のうちから公共施設等を運営して利用料金を收受する権利を切り出したみなし物権であり、事業者は、公共施設等の運営・維持管理を行い、当該施設の利用料金を自らの収入として收受する。
（対象事業の例）　・水道事業　・空港事業　・工業用管道事業　・道路事業　等

主な特徴
・水道施設総体に運営権を設定することが可能
・運営権者は、利用料金を自らの収入として收受し、事業の運営を行う
・運営権の範囲内で、管路や浄水施設等の更新を行なうことが可能

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」により作成

《本市における事業スキーム》



・施設保有・処分・資金借入、返済
・ミニタリング

対象業務
・経営管理・整備計画作成
・施設更新・施設運転管理
・お客さまサービス